

産業建設常任委員会委員長報告

(24 . 10 . 1)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告します。

まず、報告第1号の平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

7月15日の豪雨災害により被害を受けた農地、林道、道路及び河川等の応急対策や一刻も早く災害復旧事業を実施する所要経費の増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

商工費では、観光PR活動を充実させるため、スマートフォンに対応した新たな観光プロモーションツールの導入に係る観光推進経費の増額補正。

土木費では、より安全な通学環境を確保するため、計画的に交通安全施設整備を実施する道路維持経費の増額補正。

災害復旧費では、7月15日の豪雨災害により被害を受けた道路、河川及び林道の復旧を図る事業費の増額補正等であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、農地等の災害復旧において、国の補助対象とならない小規模災害は個人で全額負担されている状況が多数あることから、市としての補助施策を検討すべきこと、

局地的な集中豪雨が頻発する傾向であることから、災害に強いまちづくりのありかたを検討することを望みます。

次に、第5号議案、下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、本市の下水道事業計画を変更して、さらに汚水整備を推進するため、排水人口及び排水面積を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、汚水整備を行うにあたっては、事業用途により、受益者負担の原則に立って、適切に処理されるよう望みます。

次に、第8号議案、市道路線の認定及び廃止については、開発に伴うものなど4路線を認定し、1路線を廃止するものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。